

ノーアクションレター制度の改正について

平成 19 年 6 月
監督局総務課

経
緯

- 金融庁におけるノーアクションレター制度は、平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定を踏まえ、同年 7 月 16 日より実施
- 具体的な実施方法等については「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」に規定されている

閣議決定の改正(本年6月22日)、金融審SG「中間論点整理(第一次)」(同6月13日公表)等を踏まえ、
金融庁におけるノーアクションレター制度を改正(平成19年7月2日より実施)

I 閣議決定の改正を受けての取組み

1. 照会対象範囲の拡大

改正前

- 新たな事業や取引が、
- 無許可営業、無届営業等
とならないか
 - 不利益処分(業務停止や
免許取消等)を受けないか



改正後

- 左記に加え、
- 民間企業等に対して直接に
義務を課し又はその権利を
制限するものであって、照会
の対象として適当と判断さ
れる場合を追加

2. 照会者名の非公表化

- 回答後、原則 30 日以内に、以下の事項をホームページ上に公表

改正前

照会者名、照会・回答内容



改正後

~~照会者名~~、照会・回答内容

- また、照会者名が公表されることへの同意を照会の要件としない

II 金融庁独自の取組み

1. 受理手続の円滑化

- ① 照会者の利便性向上の観点から、照会書面の受付窓口を一元化

改正前

照会案件に係る法令を所管
する担当課室



改正後

監督局総務課にて一元的に
受け付け、担当課室に回付

- ② 記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は、速やかに受け付ける旨を細則に明記

2. 回答期間の短縮化など

- ① 照会者から徴求する追加書面は必要最小限とし、できるだけ照会者の過度な負担とならないよう努めることを明記
- ② 回答期間については、補正期間も含めた全体としての処理期間の短縮に努めることを明記

※ 備考

閣議決定の改正では、照会者が公表の延期を希望した場合は一定期間公表を延期することができるとされたが、金融庁では既に実施済